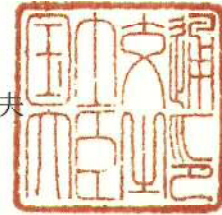


認 定 書

国住参建第 1100 号
令和 5 年 6 月 27 日

日本インシュレーション株式会社
代表取締役社長 吉井 智彦 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号及び同法施行令第 107 条第一号（柱：3 時間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
FP180CN-0956-1(2)
2. 認定をした構造方法等の名称
表面溶融亜鉛めっき鋼板付ガラス繊維混入けい酸カルシウム板張／免震材料(すべり支承)・鉄骨鉄筋コンクリート柱
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。